

資料2 インフルエンザによる出席停止期間早見表

- ☆ 「**発症**」とは、**発熱した日**になります。病院を受診した日ではありません。
- ☆ 病院にてインフルエンザと診断されたら、至急担任に連絡してください。
- ☆ 学校保健安全法施行規則では「**発症した後（発熱した日を0日目として）5日を経過し、かつ解熱した（解熱した日を0日）後2日を経過するまで**」となっています。下記の表のとおり、**発症日を含めると最短でも6日間の出席停止**になります。**解熱した日によって出席停止期間が延期**されますので、表に当てはめて確認してください。

※ この他に、医師が他へ感染させる恐れがないと認める場合はこの限りではありません。医師の指示に従ってください。

（以下の表は埼玉県志木市立志木小学校『インフルエンザ早見表』より抜粋）

(/)に日付を入れて算出		発症0日目 (/)	発症1日目 (/)	発症2日目 (/)	発症3日目 (/)	発症4日目 (/)	発症5日目 (/)	発症6日目 (/)	発症7日目 (/)	発症8日目 (/)
例1	発症当日にすぐに解熱	発熱→解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後3日	発症後4日	発症後5日	登校可能 😊	/	/
例2	発症後1日目に解熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日	発症後5日	登校可能 😊	/	/
例3	発症後2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日	登校可能 😊	/	/
例4	発症後3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能 😊	/	/
例5	発症後4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能 😊	/
例6	発症後5日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能 😊

⇔ : 出席停止期間です

※これ以後は、解熱した日によって出席停止期間が延長されていきます。

★感染拡大を防ぐため、ご協力をお願いいたします。